

MARINE SAFETY ADVISORY No. 12-24J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: APPLICATION OF AMENDMENTS TO MARPOL ANNEX VI

Date: 2 December 2024

海洋汚染防止法(MARPOL)の附属書VIの改正は、2024年3月22日、国際海事機関(IMO)の決議 [MEPC.385\(81\)](#)により採択されました。MARPOL 附属書 VI の付録 IX (IMO 船舶燃料油消費量データベースに提出される情報)が改訂され、収集・報告される年間燃料油消費量データの詳細について強化されました。これには、航行中および非航行中に燃料を使用する機器毎の燃料油消費量、陸電供給総量、総輸送作業量、移動距離、革新的技術の導入、に関する新たなデータが含まれます。

この改正は2025年8月1日に発効となり、2025年報告暦年の半ばにあたります。IMO は、同じ暦年の全データを同じ詳細で収集・報告することに合意し、IMO サークュラー[MEPC.1/Circ.913](#) で、暦年のデータの詳細を統一するための改正の適用に関するガイダンスを発表しています。

弊局では、MARPOL 附属書 VI の付録 IX の改正が発効した時点で、その改正を実施することを決定しました。船舶エネルギー効率管理計画書(SEEMP)は、2026年1月1日以降、より詳細なデータを収集・報告するため、2026年1月1日までに更新・検証する必要があります。

一方弊局では、自主的にこの改正を早期に適用することも認めています。早期適用を決定した船主および運航者は、2025年1月1日以前に、または2025年1月1日以降に引き渡される船舶はその引渡日までに、SEEMP を更新・検証し、2025年以降の全暦年を通じて、強化された詳細データを収集し、報告する必要があります。

弊局は、この決定を反映した、[Marine Notice 2-013-12](#)「MARPOL Annex VI, Chapter 4 – Regulations on the Carbon Intensity of International Shipping」を順次更新する予定です。